Rehabilitation

通所リハビリテーション

（介護予防通所リハビリテーション）

通所 定員60名

ご利用いただける方

要支援1・2または
要介護認定1～5までの方

ご自宅で生活されている方の心身の状況に応じて
リハビリテーション・食事・入浴などの日常生活上の
サービスを日帰りでご利用いただけます。

通所ご利用までの流れ

相談・申し込み → 面 談 → 利用判定 → 契約 → 利用開始

おおまかな一日のながれ

9:00	開　始 健康チェック、お茶（水分補給）
9:30	リハビリテーション、入浴
11:00	レクリエーション、体操
12:00	昼　食
13:00	自主訓練、余暇活動
13:30	リハビリテーション、入浴、レクリエーション
15:00	おやつ、お茶（水分補給）
15:30	終　了

リハビリテーション室

デイ ルーム

ご利用者様　作品

サービスご利用の前に要介護認定・要支援認定はお済みですか？

当施設は、介護保険法に基づいてサービスを提供しております。
サービスご利用の際は要介護及び要支援（通所リハビリ・ショートステイの場合）の認定が必要となります。

〈要介護認定・要支援認定を受けるまでの流れ〉

申　請
市町村の担当窓口に「申請」をします。

→

訪問調査
市町村の調査員がご自宅に訪問し、心身の状態など調査します。

→

認　定
要支援1・2または要介護1～5の認定がおります。